

新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する
中間報告書

平成29年8月24日

平成29年度福島県立中学校・高等学校
入学者選抜事務調整会議

平成29年8月24日

福島県教育委員会教育長

鈴木 淳 一 様

平成29年度福島県立中学校・高等学校

入学者選抜事務調整会議委員長 菅野 誠

新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する中間報告について（報告）

このことについて、平成29年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議は、平成29年6月8日、福島県教育委員会教育長より「新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けた、より具体的な制度内容の検討を行う」ことについての要請を受け、同日、7月18日及び8月22日の3回にわたり会議を開き、現時点まで審議した結果を下記のとおり報告する。

記

当会議は、次の事項について検討を行った。

- 新たな県立高等学校入学者選抜制度に係る検討事項について
 - 1 「志願してほしい生徒像」の具体的な記載内容について
 - 2 特色選抜における定員枠について
 - 3 連携型選抜について
 - 4 前期選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について
 - 5 前期選抜における併願の取扱いについて
 - 6 前期選抜に係る出願先変更について
 - 7 選抜日程の概要について

新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する中間報告について

はじめに

平成29年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議では、平成29年6月8日、福島県教育委員会教育長より「新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けた、より具体的な制度内容の検討を行う」ことについての要請を受け、平成29年2月24日に福島県立高等学校入学者選抜検討会議（以下「検討会議」という。）から教育長に提出された「高等学校入学者選抜制度の在り方に関する報告書」（以下「在り方報告書」という。）を踏まえ、新たな県立高等学校入学者選抜制度についての検討を進めてきた。その具体的審議事項として、「在り方報告書」で示された検討事項を含め、以下の7つの事項を取り上げた。

- ① 「志願してほしい生徒像」の具体的な記載内容について
- ② 特色選抜における定員枠について
- ③ 連携型選抜について
- ④ 前期選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について
- ⑤ 前期選抜における併願の取扱いについて
- ⑥ 前期選抜に係る出願先変更について
- ⑦ 選抜日程の概要について

「在り方報告書」の提出後、福島県教育委員会がまとめた「頑張る学校応援プラン」において、県立高等学校入学者選抜制度の見直しは、「ふくしまの中高接続改革」として取り上げられており、「学力向上に責任を果たす」ための教育委員会の取組の一翼を担うものとされている。

本会議においては、確かな学力の充実により、ふくしまの子どもたちの豊かな未来を拓いていくことが重要であるということを通じた認識とし、検討会議に対して教育長が示した「受験生の学習意欲を喚起し、学力向上に資する選抜となるよう検討する」及び「選抜の時期や学力検査を含めた実施方法等について検討する」という観点から、今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方について検討を進め、ここに中間報告書として取りまとめた。

県教育委員会においては、本中間報告の趣旨を生かし、新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けた、より具体的な制度内容の検討を行うよう期待するものである。

I 検討に至る経緯

1 検討会議からの報告

平成28年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議が平成28年8月22日に教育長に提出した「福島県立中学校・高等学校入学者選抜方法の改善等に関する調査研究報告書」において、「各高等学校の特色に応じて多面的な評価による選抜を実施し、受験生の基礎学力の向上に資する本県の高等学校入学者選抜制度の特色をさらに意義あるものとするため、受験生の学習意欲を喚起するための方策等、入学者選抜制度の今後の在り方について検討していく必要がある」との報告がなされた。このことを受け、本県の高等学校入学者選抜の在り方等について検討するために検討会議が設置された。

平成28年10月31日、第1回検討会議において、教育長から、具体的な検討の観点として

- ① 受験生の学習意欲を喚起し、学力向上に資する選抜となるよう検討する。
- ② I期選抜の実施時期及び合格内定の時期が2月上旬であること、また、学力検査を課していないことによりさまざまな影響が出ていることから、選抜の時期や学力検査を含めた実施方法等について検討する。

の2点が示された。

検討会議では、高等学校入学者選抜が中学校における学習の大きな指針となっていることを踏まえるとともに、基礎学力を基盤とした「思考力・判断力・表現力」等の育成を重視した国における高大接続改革及び他県での高等学校入学者選抜制度改革の動きを考慮の上、平成15年度入学者選抜から実施されている現行制度の現状と課題及び高等学校入学者選抜制度の在り方について、4回にわたり会議を開催し、審議を重ね、平成29年2月24日に「在り方報告書」が教育長に提出された。

2 「在り方報告書」の概要

(1) 県立高等学校入学者選抜の現状と課題

① 入学者選抜の日程について

ア I期選抜合格内定の時期が2月上旬であるため、合格内定者の内定後の学習意欲の維持が難しいことが指摘されている。

イ 中学校、高等学校双方がI期選抜の出願からⅢ期選抜合格者発表まで、2か月以上の長期間にわたり、入学者選抜事務に携わっており、中学校、高等学校双方の教育活動への影響が懸念されている。

② 入学者選抜の内容について

- ア 複数の受験機会を確保していること、各高等学校の特色を踏まえた選抜となっていること、多元的な評価尺度による選抜となっていること、各高等学校の特色を理解した意欲の高い生徒の選抜が可能となっていることという、現行制度の特色及び趣旨については、中学校、高等学校関係者はもとより、県民に広く理解され、一定の評価を得ている。
- イ I期選抜は、評価尺度の多元化という点では評価されている一方で、学力検査を課さないことから、学力向上の面で懸念する声が上がっている。

(2) 今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方

① 入学者選抜制度の改善に向けた基本方針

- ア I期選抜の趣旨は広く理解され、一定の評価を得ているため、その趣旨を生かす。
- イ 学力向上の観点から、原則志願者全員に学力検査を課す。
- ウ 中学校、高等学校の教育活動への影響を軽減するため、選抜に係る期間を短縮する。

② 入学者選抜制度の改善に向けた具体的方策

- ア 現行のI期選抜とII期選抜を統合した新たな選抜（以下「前期選抜」という。）を3月上旬に実施する。現行のIII期選抜と同様の選抜（以下「後期選抜」という。）を3月下旬に実施する。
- イ 前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。
- ウ 前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色を踏まえた選抜（現行のI期選抜（以下「特色選抜」という。））と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（現行のII期選抜（以下「一般選抜」という。））のいずれか又は両方を受験することができる。
- エ 各高等学校は、特色選抜、一般選抜の順に合否判定を行い、各選抜の合格者を併せて発表する。
- オ 各選抜の性格をより明確にするため、前期選抜の特色選抜における各高等学校の「志願してほしい生徒像」について、より具体的な記載を可能とするが、記載内容については、さらに検討する必要がある。
- カ すべての高等学校で特色選抜を実施するが、現在10～40%としている定員枠については、その適切な在り方を検討する必要がある。
- キ 連携型選抜については、学力検査の導入について、今後さらに検討する必要がある。

(資料1)「新たな県立高等学校入学者選抜制度の概要」参照)

③ 新たな入学者選抜制度の実施時期

十分な周知期間を確保するため、平成32年度入学者選抜(平成29年度中学校1年生が受験する入試)からの実施が望ましい。

(資料1)「新たな県立高等学校入学者選抜制度の概要」参照)

II 新たな県立高等学校入学者選抜制度の在り方

本会議では、新たな県立高等学校入学者選抜制度の概要を示した「在り方報告書」を踏まえ、より具体的な新制度の姿を描くことを目指した。そのため、「在り方報告書」における「入学者選抜制度の改善に向けた具体的方策」の中で検討する必要があるとされた事項を含む7つの検討事項について審議を重ね、それぞれ次のような結論を得た。

1 「志願してほしい生徒像」の具体的な記載内容について

各高等学校の特色をより明確にし、その特色を理解して受験する意欲の高い志願者の出願を可能とするため、次のようにすることが望ましい。

- 出場した大会名やその結果の実績、取得資格等の具体的な基準等を記載できるものとする。ただし、評定平均値の記載は行わないものとする。

なお、具体的な基準等を記載するかどうか、また、どのように記載するかは各高等学校の判断に委ねる。

(資料2参照)

2 特色選抜における定員枠について

「在り方報告書」において、現行のI期選抜の趣旨を生かすこと及びすべての高等学校で特色選抜を実施することとされたこと、また、各高等学校の特色化を進めるという趣旨を踏まえると、次のようにすることが望ましい。

- 募集定員の5%~50%の範囲内で、各高等学校が学科ごとに設定する。各高等学校が必要と判断する場合には、50%を超えて定員枠を設定することができるが、その定員枠について、あらかじめ県教育委員会と協議するものとする。可否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができるものとする。

(資料2参照)

3 連携型選抜について

連携型選抜の趣旨を踏まえつつ、学力向上の観点から、受験生の学力の状況を確認し学力の伸長を図るために、次のようにすることが望ましい。

- (1) 連携型選抜においても学力検査を導入し、連携型高等学校の校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び面接の結果を資料として、さらにその他の選抜方法を実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行うものとする。
- (2) 連携型中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携している高等学校の特色選抜へ出願することはできないものとする。

4 前期選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について

特色選抜及び連携型選抜において学力検査が実施されることにともない、選抜資料の取扱いを配点の比率として示し、志願者が、各高等学校の選抜の特色をより理解しやすくするという観点から、次のようにすることが望ましい。

- (1) 特色選抜及び連携型選抜のいずれにおいても、学力検査の成績を選抜資料に含めるとともに、調査書の審査結果及び面接の結果をそれぞれ点数化して、学力検査の成績と他の資料の配点の比率が明確になるよう、県教育委員会が定めた範囲内で、各高等学校が学科ごとに配点を設定することとする。なお、選抜に当たっては総合的に判定するものとする。
 - ① 実技等その他の検査を実施した場合には、その結果も点数化することとする。
 - ② 学力検査の成績については、傾斜配点して加点することも可能とする。
 - ③ 面接については、段階評価とすることも可能とする。

(資料2参照)

- (2) 一般選抜においては、学力検査と調査書の成績の比重は原則として同等とし、比重を変える場合は、その比率について、県教育委員会と協議するものとする。

5 前期選抜における併願の取扱いについて

特色選抜については、その選抜の趣旨から、また、一般選抜については現行のⅡ期選抜と同様に、次のようにすることが望ましい。

- (1) 特色選抜の出願は、一つの高等学校の1学科に限るものとし、併願(第二志望)は認めない。
- (2) 一般選抜の出願においては、現行のⅡ期選抜における併願(第二志望)の取扱いと同様とする。

6 前期選抜に係る出願先変更について

新制度における前期選抜の制度上の特性から、次のようにすることが望ましい。

- (1) 出願先変更期間として設定された期間内において、1回に限り、出願先及び出願した選抜の種類の内いずれも変更することができるものとする。
- (2) 連携型中学校の生徒については、連携型選抜と前期選抜の両選抜にまたがる変更(当該中学校と連携している高等学校の特色選抜への出願は除く)も含め、出願先と出願した選抜の種類の内いずれも変更することができるものとする。

7 選抜日程の概要について

「在り方報告書」において報告された現行入学者選抜の日程の現状と課題を踏まえ、次のようにすることが望ましい。

- (1) 前期選抜及び連携型選抜の検査等は、3月上旬に最長3日程度の期間で連続して実施し、その1日目に共通の学力検査を実施する。
- (2) 前期選抜、連携型選抜の検査等の後、合格者発表までは5日程度の入試事務、発表準備期間を設ける。
- (3) 前期選抜、連携型選抜の合格者発表の後、5日程度を後期選抜に係る期間とする。

(資料2参照)

なお、この中間報告に基づく今後の制度の検討に当たっては、新学習指導要領の目指す方向性を踏まえ、中学校の学習活動に十分配慮するとともに、学校関係者はもとより、生徒、保護者及び県民の理解を十分に得るよう配慮する必要がある。

本会議は、教育長からの要請に基づき、新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けて、検討すべき事項について今後も継続して審議をし、平成29年度中に最終的な報告書をまとめるものとする。

新たな県立高等学校入学者選抜制度の概要

□ I 期選抜と II 期選抜を統合した前期選抜の新設

- ・ 現行の I 期選抜と II 期選抜を統合した新たな選抜（以下「前期選抜」という。）を 3 月上旬に実施する。現行の III 期選抜と同様の選抜（以下「後期選抜」という。）を 3 月下旬に実施する。
- ・ 前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。
- ・ 前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色を踏まえた選抜（現行の I 期選抜（以下「特色選抜」という。））と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（現行の II 期選抜（以下「一般選抜」という。））のいずれか又は両方を受験することができる。
- ・ 各高等学校は、特色選抜、一般選抜の順に合否判定を行い、各選抜の合格者を併せて発表する。
- ・ 各選抜の性格をより明確にするため、前期選抜の特色選抜における各高等学校の「志願してほしい生徒像」について、より具体的な記載を可能とするが、記載内容については、さらに検討する。
- ・ すべての高等学校で特色選抜を実施するが、現在 10～40%としている定員枠については、その適切な在り方を検討する。
- ・ 連携型選抜については、学力検査の導入について、今後さらに検討する。

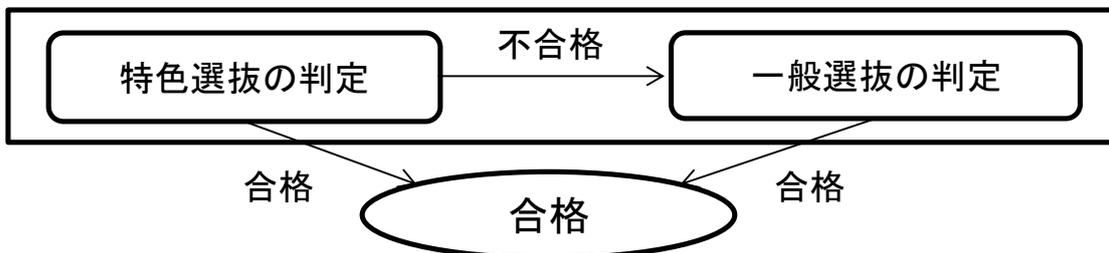


□ 後期選抜

- ・ 現行の III 期選抜と同様の方法で、3 月下旬に実施する。

○ 前期選抜における合否判定の手順

- ・ 初めに、特色選抜の合否判定を実施し、次に一般選抜の合否判定を実施する。
- ※ 同一校の特色選抜と一般選抜へ出願し、特色選抜で不合格となった場合においても、一般選抜の合否判定の対象となる。



□ 新たな県立高等学校入学者選抜制度の実施時期

- ・ 新たな県立高等学校入学者選抜制度の実施に当たっては、十分な周知期間が必要であるため、平成 32 年度入学者選抜（平成 29 年度中学校 1 年生が受験する入試）からの実施が望ましい。

